

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律について

平成21年5月までに導入される予定の裁判員制度について、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の概要を紹介いたします。

対象事件

- (1)原則
- ① 死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件
 - ② 法定合議事件であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの
- (2)対象事件からの除外

(1)に該当する事件であつても、裁判員、その親族等に対する加害行為がなされる恐れがあるような事件については、例外的に裁判官の合議体で取り扱うことができる。

合議体の構成

(1)裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人。

(2)第一回公判期日前の準備手続き(公判前整理手続)を主宰した裁判所は、準備手続きの結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、当事者に異議がなく、かつ、事件の内容等を考慮して適当と認めるときは、事件を裁判官1人及び裁判員4人の合議体で取り扱うこととすることができる。

決

裁判官・裁判員の権限及び評

(1)有罪・無罪の決定及び量刑の判断は、裁判官と裁判員の合議体の過半数であつて、裁判官及び裁判員のそれぞれ一人以上が賛成する意見による。

(2)法令の解釈及び公訴手続きに関する判断は、裁判官の過半数の意見による。

裁判員の資格・選任手続等

(1)衆議院議員の選挙権を有する者の中から、一年ごとに無作為抽出で裁判員候補者名簿を作成する。裁判員は、その中から事件毎に無作為抽出する。

(2)欠格事由及び就職禁止事由等に該当する者、不公平な裁判をする恐れがある者並びに当事者から理由を示さない不選任請求をされた者は、裁判員となることができない。辞退事由に該当する者は裁判員となることを

辞退することができる。

(3)裁判員は公判期日への出頭義務、守秘義務等の義務を負う。義務違反その他一定の場合に、裁判員は解任される。

(4)裁判員には、旅費、日当等を支給する。

裁判員の参加する裁判の手続

(1)第一回公判期日前の準備手続を必要に行なう。

(2)裁判員は証人に対する尋問及び被告人に対する質問等ができる。

その他

(1)裁判員に対する請託・威迫行為、裁判員の秘密漏洩行為等を処罰。

(2)労働者は、裁判員であることを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(3)何人も、氏名等の裁判員を特定するに足りる情報を公にしてはならない。

(4)担当事件に関する裁判員への接触を規制。

*詳細については問合せください。

問合せ

法務省刑事局総務課裁判員制度啓発推進室

☎ 03-3592-8106

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関

(診療時間 9時～17時)

10月 (内科)	10月 (外科)
7日 いまい内科クリニック 双葉町1 ☎③⑦ 8686	7日 につしん泌尿器科クリニック 日新町2 ☎⑦① 1100
8日 たかやなぎ小児科 日新町2 ☎⑦① 2115	8日 ハート整形麻酔科クリニック 三光町2 ☎③⑧ 7000
14日 柴田内科循環器科 桜木町1 ☎⑦① 2225	14日 同樹会苫小牧病院 新中野町3 ☎③⑥ 1221
21日 吉川医院 表町5 ☎③④ 4565	21日 苫小牧日翔病院 矢代町2 ☎⑦② 7000
28日 加藤胃腸科内科クリニック 緑町2 ☎③⑤ 2125	28日 苫小牧東部脳神経外科 沼ノ端230 ☎⑤③ 5000
11月 (内科)	11月 (外科)
3日 滝上循環器科内科クリニック 泉町2 ☎③⑦ 8011	3日 とよた腎泌尿器科クリニック 元中野町2 ☎③① 2000
4日 につしん内科クリニック 日新町2 ☎⑦① 1500	4日 苫小牧消化器科外科 沼ノ端165 ☎⑤① 6655



苫小牧夜間休日急病センター (苫小牧市旭町2丁目) ☎③⑤ 0001

○科目 内科、小児科

○診療時間 平日：19時～翌朝7時 土曜：14時～翌朝7時

日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)：9時～翌朝7時